

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>8 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市聴聞等の手続に関する規則（平成11年藤井寺市規則第25号）、大阪狭山市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年大阪狭山市規則第25条）、聴聞等手続規則（平成10年熊取町規則第19号）、河南町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年河南町規則第2号）（次項において「市町の規則」という。）の規定によりなされた聴聞に係る手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p> <p>9 <u>市町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。